

大分市水素利活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における水素利活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大分市水素利活用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大分市水素利活用計画の策定及び進行管理に関する事項
- (2) 水素利活用に係る調査及び普及啓発に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係事業者、関係団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものと

する。

3 複数の期間につき委員に参画依頼することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員及び前条第2項の規定に基づく出席者に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 1 月 2 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼する委員の当該参画依頼の期間は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。